



令和3年度 個人町民税の申告期限が4月15日（木）まで延長されます

令和3年2月2日に国税庁において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、所得税等の確定申告期限が3月15日（月）から4月15日（木）に延長され、北海道においても個人道民税の申告期限の延長が決定されました。これを受け、本町においても同様の観点から、令和3年度の個人の町民税の申告期限を延長することとしました。

延長後の申告期限 令和3年4月15日（木）

申告受付場所 役場庁舎1階 税務課窓口（※電話にて事前予約が必要です。）

時節柄窓口が大変混雑しますので、事前の電話予約にご協力をお願いします。

所得税の還付申告等については、余市税務署でも受け付けておりますので、そちらもご利用ください。

※延長後の期間内に申告する場合のご注意

延長後の期間内に申告をした場合は、令和3年度の当初の税額通知や新年度の所得課税証明書に申告の内容が反映されないことがあります。

この場合は、あらためて税額変更又は決定の通知書でお知らせしますので、ご理解をお願いします。

また、保険料等の算定や給付等の各種基準となる金額など、町民税・道民税の税額や所得金額を根拠とした制度にも影響が生じる場合があります。

問合せ 税務課 課税グループ ☎21-2115



固定資産税にかかる縦覧・閲覧ができます

『縦覧』：「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により町内の他の土地・家屋の評価額をご覧いただき、自己の所有する土地・家屋の評価額が適正であるかどうかを確認していただく制度です。

『閲覧』：「固定資産課税台帳」により固定資産税の課税内容を確認していただく制度です。

● 縦覧：「土地・家屋価格等縦覧帳簿」

縦覧できる人	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税の納税者本人または代理人 ● 納税者と同居の親族 ● 納税管理人
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 納税者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など） ※代理人の場合は委任状が必要になります。

● 閲覧：「固定資産課税台帳」

閲覧できる人	①	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税の納税義務者または代理人 ● 納税義務者と同居の親族 ● 納税管理人 	納税義務者本人の課税台帳を閲覧できます。
	②	<ul style="list-style-type: none"> ● 借地人、借家人等 	賃貸借契約などの対象となっている土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
	③	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産の処分をする権利を有する方 	当該権利のある土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 納税義務者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など） ※代理人の場合は委任状が必要になります。 <ul style="list-style-type: none"> ● 法人の場合は、代表者印を押印した申請書または委任状 ● 上記②・③の方は、権利を有することがわかるもの（賃貸借契約書・不動産登記簿など） 		

期間 4月1日（木）から5月25日（火）まで（土・日・祝日除く）

時間 午前8時45分～午後5時15分まで

場所 役場庁舎1階 税務課 課税グループ

問合せ 税務課 課税グループ ☎21-2115